

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人

静岡市社会福祉協議会

目 次

○基本方針	1
○重点目標、重点事業	3

【各部門計画】

1 法人組織運営の基盤強化	4
2 地域福祉活動の推進	8
3 権利擁護事業の推進	18
4 社会福祉施設の管理運営等による地域福祉活動の推進	20
5 介護保険事業等の拡充	24
6 他団体への事務の協力	27
7 静岡県共同募金会への協力	27

基本方針

いま、あらためて社会福祉協議会の役割とは
～「我が事・丸ごと」の地域づくりをめざして～

これまでの福祉制度は、高齢者・障がい者・子どもといった対象ごとに、特徴的に現れるニーズに対してサービスを提供していましたが、人口の減少、家族・地域社会の変容によって既存の縦割りのシステムではニーズに対応できない課題が生じてきました。

制度が対象としない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応等、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難なケースが現れてきています。

「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、推進する取組みとして、共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成が盛り込まれています。

福祉分野においても福祉は与えるもの、与えられるものといったような「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割をもち、互いに支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らす「地域共生社会」を目指す必要があります。

わたしたちの地域を見ても、核家族化の進行や生活の多様化により人と人とのつながりがますます希薄になっており、相互扶助体制も弱体化しています。

また、格差や貧困、虐待やDV等の権利侵害、孤立化や自死といった深刻な福祉課題や生活課題が複雑に絡み合い、対応を一層困難なものにしています。

このため、平成 27 年度から、総合相談事業を強化し、相談者の抱える問題を「我が事」として受け止め、住民にとって本会が身近な存在となることに努めてきました。

わたしたち社会福祉協議会の役割は、ソーシャルワーク機能を発揮し、制度の狭間にある人々や、既存の制度のみでは生活を維持していくことが困難な人たちに力を貸し、その人を支えるネットワークを作ることによって、誰もが住み慣れた地域で尊厳をもって生きいきと暮らせるまちづくりを進めることにあります。

様々な機関や団体等との相互連携、協力を得ながらより強いネットワークを構築しつつ、地域住民が福祉課題や生活課題を「我が事」として主体的に取り組んでいく地域づくりを行い、福祉課題等の解決を図っていく、ソーシャルワークの専門職集団としての活動を強化し、本会の使命を果たしていきます。

また、平成 29 年 4 月 1 日から本格的に実施される改正社会福祉法では、社会福祉法人の地域社会における使命が示され、本会もその担い手として地域に貢献し、さらに信頼される組織となれるよう自らを律していかなければなりません。

そこで、組織体制の強化を図り、地域に貢献できる法人を実現するために、次の 3 点を柱に各事業に取り組みます。

第 1 には、組織のガバナンスの一層の強化を進めます。事務の適正化に向けて外部の知見を取り入れるとともに、業務執行部門である理事会の役割と責任を明確にし、外部及び内部の監査の有機的な連携を進める等により、統制のとれた業務執行に努めます。

第 2 に、財務規律の強化を進めます。適正かつ効率的な支出管理を継続するとともに、福祉サービスに再投下可能な財源を明らかにし、再投下計画に基づいた社会福祉事業並びに地域公益事業等に取り組みます。

第 3 に、地域における公益的な取り組みをさらに進めます。無料又は低額のサービス提供という法の趣旨(地域貢献)に則り、従来の事業を見直すとともに、より一層住民ニーズに沿った地域福祉活動を推進します。

重点目標

- 1 法人運営の強化と組織体制の再構築
- 2 日常生活圏域における住民主体の福祉サービスの充実
- 3 住民一人ひとりの暮らしを支える総合相談、生活支援体制の強化
- 4 適切なサービス提供と公益法人としての取り組みの充実

重点事業

- 1 法人運営の強化と組織体制の再構築
 - 中長期的な法人運営方針の策定
 - 内部統制の強化
 - 管理会計を基盤とした法人運営
- 2 日常生活圏域における住民主体の福祉サービスの充実
 - 第3次地域福祉活動計画の推進
 - 地域で支える仕組みづくり事業の推進
 - 地区社会福祉協議会の育成及び強化
- 3 住民一人ひとりの暮らしを支える総合相談、生活支援体制の強化
 - ボランティア・市民活動の充実
 - 生活支援コーディネーター設置事業の拡大強化
 - 総合相談支援事業の充実
- 4 適切なサービス提供と公益法人としての取り組みの充実
 - 制度の狭間にある福祉課題等への対応
 - 総合的な権利擁護体制の構築に向けた調査及び研究
 - 住民サービスの向上を目指した指定管理事業及び受託事業の実施
 - 介護保険事業の経営向上

1 法人組織運営の基盤強化

社会福祉法人制度改革により経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務が明確にされました。

これらの改革に応じていくためには、これまで以上に法人組織の基盤強化を進めることが必要です。

法人部門の強化による安定的な運営のほか、各部門や本会内各事業所との連携の円滑化、情報共有や速やかな報告がなされる組織とならなければなりません。

このため、法人運営の明確なビジョンを定め、内部統制が強化された運営基盤の構築を進め、時代に適応した体制整備を進めていきます。

(1) 組織運営

① 中長期的な法人経営方針の策定(重点)

本会の理念を再考するとともに、ビジョンを明確化し、いかなる時代においても社会福祉法人としての責務が果たせるように中長期的な法人経営方針の策定を行います。

② 内部統制の強化(重点)

社会福祉法の改正により、これまで以上に内部統制の強化や組織運営の透明性を求められることから、統治された組織管理に基づく効率的かつ適正な事業運営、広報活動に努め、住民に開かれた組織を目指します。

③ 規程等の再整備

定款に基づく各種規程等を再整備し、公益性が高い社会福祉法人として組織運営、事業運営ができるよう取り組みます。

④ 駿河区地域福祉活動拠点の確保

駿河区の地域福祉活動拠点の確保に向け、静岡市の動きに注目しながら本会のとるべき方向性を定めていきます。

⑤ 組織運営のための会議等の開催

定款に基づき、法人運営の意思決定に必要な「理事会」「評議員会」を開催するとともに、適正かつ効率的な事務執行を確保するために「内部監査」を定期的の実施します。

また、「法定監査」「監事監査」と連携しその質を担保します。

そのほか、法人運営、事業運営上必要な専門家と顧問契約を締結し、業務上必

要な助言や指導を仰ぎ、適切な事務の執行に務めます。

ア 正副会長会議

原則第4金曜日に定例的に開催します。

- 本会の運営に関する重要事項の報告
- 法人運営に係る日常業務の報告
- 理事会、評議員会へ提案する事項の協議
- 月次報告 ほか

イ 理事会

本会の執行機関として、法人の意思決定を行います。

定例会議 6月、7月、3月 必要に応じて臨時会を開催する。

ウ 評議員会

定款に定める予算、決算等の重要事項を審議し、決議します。

定例会議 6月、7月、3月 必要に応じて臨時会を開催する。

エ 監査（中間、定期、決算）

- 法定監査 会計監査人による監査
- 監事監査 本会監事による監査
- 内部監査 職員による監査

オ 専門家との顧問契約締結

- 弁護士
- 公認会計士
- 社会保険労務士(事務所)

(2) 事務管理

① 経営企画会議

本会の経営及び、理事会等へ諮る重要な事項を審議し、事業を円滑に実施するために迅速な意思決定を行います。

(会長、常務理事、事務局長、部長等で組織)

② 事業推進会議

新規事業の提案や業務改善、課題解決に向けて、組織としての推進方法等を協議します。

(会長、常務理事、事務局長、部長、管理職及び事業担当者)

③ 課長会議

各月における事務事業の伝達のほか、諸課題について提起し、事業推進会議での検討すべき内容かどうか判断します。

(会長、常務理事、事務局長、部長、管理職及び事業担当者)

④ 文書管理の徹底

事業の実施、運営に係る全ての書類について適正に整理し、保管管理を徹底させるために、毎月末日を「文書管理の日」と定め、文書管理を徹底しています。

また、人事異動、所管変更に伴う業務引継ぎに支障のないよう引継ぎ文書作成の徹底を図ります。

⑤ 苦情等の解決

本会が実施する福祉サービスにおける苦情や要望等については、「苦情取扱要綱」に則り、苦情の解決に向けて内部協議を行うとともに、苦情解決第三者委員にも意見及び提言をいただきながら改善や問題の解決を図ります。

⑥ 個人情報の適正管理

本会が取り扱う個人情報を適正に管理するため「個人情報保護規程」に則り、適正な管理のための体制を構築します。

(3) 人事管理

① 職員の育成

経験年数や職階に応じた研修、法令順守等研修の充実を図るとともに、会計や経理実務、OJT等の内部研修の充実により職員の資質を高めます。

また、職種や業種に応じた外部の専門研修等への参加を促進し、本会を担う人材を育成します。

② 適正な労務管理と適切な人員配置

適正な労務管理のもと、働きやすい環境を整え、事務事業の効率化と効果的な運営がなされるよう、各業務で蓄積された職員の経験値や知識を視覚化またはマニュアル化することによって適切な人員配置につなげます。

③ 雇用に係る各種法令への対応

社会保障・税番号制度への対応や女性活躍推進法に基づく行動計画の策定、ストレスチェック制度の運用等、社会情勢の変化に対応します。

- 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律への対応
- 女性活躍推進法への対応

(4) 経営及び財務管理

① 管理会計を基盤とした法人運営(重点)

社会福祉協議会の使命を果たすためには、活動の質を高め継続性を担保しなければなりません。

このため、経営管理を強化するとともに、情報開示を積極的に行う等説明責任を果たし社会から信頼される組織運営を進めます。

そのために社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計、経理実務を実現するとともに環境変化の激しい時代においても適切な意思決定が進められるよう管理会計を基盤とした経営管理に努めます。

(5) 会員の増強

① 地域福祉活動への理解促進と財源の確保

組織基盤の要となる会員制度は、地域福祉推進において重要な位置づけであり、会員からの会費は本会の地域福祉事業推進のための貴重な財源となっています。引き続き、一般会員、賛助会員、特別会員、施設・団体会員の増強を進め、本会への理解と参加促進に努めるとともに、会費の増収による事業の推進を図ります。

2 地域福祉活動の推進

高齢化や人口減少の急速な変化を背景に、地域や家族のつながりが弱まり、社会的な孤立による生活困窮や孤立死、ひきこもり、また、制度と制度の狭間や多くの問題が複雑に絡み合うことで対応が困難な事例等、様々な福祉課題、生活課題が増えています。

このような中、本会では、地域を基盤として人と人とのつながりを育み、子どもから高齢者まで全ての人が、その人らしい生活を送ることが出来るよう、住民の主体的な参加による福祉のまちづくりを目指して、地域福祉の推進に取り組んでいます。

平成 29 年度は、地域福祉活動を総合的、計画的に推進するための中長期計画「第 3 次地域福祉活動計画」に基づき、引き続き、地区社協の育成支援やボランティア活動、福祉教育等の事業を着実に実行します。

また、介護保険制度の改正により配置された生活支援コーディネーターの拡充を行い、地域福祉コーディネーターと連携を図りながら、地域での支え合いの仕組みづくりや住民参加による生活支援活動の充実に取り組みます。

さらに、地域住民の様々な生活課題を受け止め、その解決に向けて各種の制度、サービスの活用や、地区社協活動、ボランティア活動等による支援に結びつけていく総合相談支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業についても、一層の機能強化を図り就労及び自立に向けた支援の充実を目指します。

(1) 第 3 次地域福祉活動計画の推進（重点）

「第 3 次地域福祉活動計画」の実施計画が 3 年目に入り、これまでの計画の見直しを行いながら、引き続き地域住民や関係機関とともに地域福祉活動の展開を図ります。

また、計画の遂行にあたっては、地域福祉活動計画評価推進委員会及び各区地域福祉推進委員会により、計画の評価、見直し及び進捗管理を行います。

- ① 地域福祉活動計画評価推進委員会及びグループヒアリングの実施
- ② 区地域福祉推進委員会における進捗管理

(2) 地域で支える仕組みづくり事業の推進（重点）

すべての地域住民の個別の福祉課題や生活課題を解決するために、各区の地域福祉推進センターに地区担当職員を配置するとともに、今後増加する高齢者が直面する地域課題や生活課題に対応する仕組みづくりを目指し、平成 29 年度から各区に生活支援コーディネーターを増員配置します。そして、地区社協やボランティア、地域包括支援センター、NPO 法人、医療機関等との連携を図り、地域の支え合う力を高め、高齢者や障がい者等を支える仕組みづくりを促し、相談窓口やそれと同様な機能をもつ

実践が行えるよう支援します。

地域包括支援センター等の関係機関との連携を強め、地域の福祉課題を共有し、その解決のために地区社協やボランティアによる住民参加の支え合い活動を各地域福祉推進センターで重点的に実施していきます。

- ① 地域で支える仕組みづくり事業のための関係機関のネットワークづくり
- ② 各区地域支え合いネットワーク会議の開催
- ③ 事業実施地区支え合いネットワーク会議の開催
- ④ 地域で支える仕組みづくり事業実施地区への助成
- ⑤ 住民と協働したケース検討会の開催
- ⑥ 地区社協役員やボランティア等への研修会の開催
- ⑦ 地域福祉コーディネーターや生活支援コーディネーターの地域支援力強化のための研修実施

(3) 広報、啓発活動

全ての住民を対象に、地域福祉への理解と、主体的な地域福祉活動の促進を図るための広報啓発活動を充実します。

広報活動では、広報紙「みんなの社協しずおか」をはじめ、平成 28 年度に刷新したホームページや多様な広報媒体を利用し、誰にでもわかりやすい情報発信を行うとともに、住民の地域福祉に対する興味や理解、実践意欲の向上に努めます。

啓発活動では、社会福祉関係団体や福祉活動実践者と連携、協力し、住民の福祉意識の向上を図るための各種事業を実施します。

また、本会の地域福祉活動に賛同していただける企業や団体の広告掲載やイベントへの出店等を促進し、企業や団体の地域貢献への支援や協働関係の構築に努めます。

- ① 広報活動の充実
 - ア 広報紙「みんなの社協しずおか」の発行及び点字版及び音訳版の作成
 - イ 賛助会員だよりの発行
 - ウ 静岡市社会福祉協議会パンフレットの活用
 - エ ホームページ (<https://www.shizuoka-shakyo.or.jp>) の運営
 - オ 広報モニターによるアンケート調査の実施
- ② 広報手段の開拓
 - ア マスメディア等への情報提供

③ 啓発活動の充実

ア 啓発イベントの開催

静岡ふれあい広場(9月) 駿河ふれあいふくしフェスタ(11月)

福祉のまつり 2017(9月)

イ 静岡市社会福祉大会の開催(11月)

ウ 共同募金運動の推進(10月～12月)

④ 企業及び他機関との連携

ア 広報紙及びホームページへの協賛企業広告の掲載

イ 啓発イベントへの協賛企業の拡大

ウ 広告を通じた企業の社会貢献の推進

(4) 福祉教育の推進

子どもから高齢者まで全ての人が福祉を身近に感じ、関心を高めることを目的に教育機関や地域で取り組んでいる福祉教育活動に対して、学習プログラムの提案や情報提供等、学校や地域に応じた相談支援を行います。そして、課題を抱える当事者やその方を支援するボランティア、地区社協をはじめとした地域団体、福祉施設、関係団体等と連携した福祉教育活動を通じて、地域に暮らす人々の福祉課題や生活課題に気づく力を養い、助け合いの心を育みます。

地域住民が主体となった福祉教育活動を促進するために、地区社協や福祉教育講師等様々な団体等と連携、協働し、地域ぐるみの福祉教育の推進を支援します。

① 学校における福祉教育の推進

ア 学校における福祉教育支援事業、福祉教育実践校事業助成金の実施

イ 福祉教育担当教諭連絡会の開催

ウ 福祉教育資料集発行等の福祉教育に関する情報提供

② 地域や当事者と連携した福祉教育の推進

ア 学校と地域が連携した福祉教育活動の支援

イ 福祉教育講師連絡会の開催

ウ 地域における福祉講座の開催支援

エ 地域住民を対象とした研修会等の開催

③ 小中高校生対象の福祉体験、育成事業の推進

ア 小・中・高校生向け福祉体験事業の実施、情報提供

(5) 地区社会福祉協議会の育成及び強化（重点）

子育て世代や障がい者、高齢者等が抱える様々な福祉課題や生活課題の解決に向け、地域福祉推進の中核的な組織である地区社協を地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターが支援し、地区社協活動の充実強化、活動を担う人材の育成、地域課題を解決する事業展開等を図ります。

具体的には、地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターが各地区のアセスメントを行い、地域包括支援センターや保健福祉センター等の各種関係機関との連携のもと、課題を抱える人を地域で支える活動や、地域の課題について積極的に取り組んでいく地区社協となるよう支援していきます。

また、活動の担い手となるボランティアの募集、育成、調整等を地区レベルで組織的に展開できるよう、出張型ボランティア講座の開催や地区社協ボランティア部会の設置支援を通じて、地区社協活動に携わる人材の発掘、確保を目指すほか、各区における地区社協間の情報共有や区全体としての合意形成を図るため、地区社協連絡会の設立及び運営支援を行います。

① 地区社協運営の組織及び推進体制強化への支援

- ア 地区社協連絡会の設立及び運営支援
- イ 地区社協生活支援部会の設置支援
- ウ 地区社協連絡会、会長及び企画委員長等への会議、研修会開催
- エ 地区社協会計担当者会議の開催

② 地区社協リーダー及びボランティアの育成

- ア 地区社協会長、企画委員長等への研修会の開催
- イ 地区社協広報委員研修会の開催
- ウ 地区社協が開催する研修会の支援
- エ 出張型ボランティア講座の開催

③ 地区社協活動への支援

- ア 地区福祉懇談会開催への支援
- イ 小地域福祉ネットワークづくり活動への支援
- ウ 小地域における福祉教育支援事業の実施
- エ S型デイサービス事業への支援
- オ 子育て支援事業への支援
- カ 地域で支える仕組みづくり活動の支援
- キ 地区社協版地域福祉活動計画策定の支援

④ 地区社協財政基盤強化への支援

ア 地区社協の運営と活動支援のための助成金の交付

⑤ 地区社協活動支援体制の整備

ア 地域福祉コーディネーター及び生活支援コーディネーターによる担当地区社協への支援

⑥ 地区社協未設置地区への組織化支援（未設置地区2地区）

ア 未設置地区の自治会役員等への設置協力

イ 未設置地区での高齢者サロン等の事業支援

（6）ボランティア・市民活動の拡大（拡大、重点）

市民による自主的な活動を支援していくため、ボランティア活動に関する調査や情報の発信、ボランティア活動の相談及びコーディネートを行います。

また、地域福祉コーディネーターと連携して、日常生活の支援や精神障がい者への支援等、地域の福祉課題を解決するための人材育成を区域ごとに実施します。

特に、制度やサービスで解決できない問題を把握し、その問題の解決に向け、多様な技術や知識を持つ人材の発掘とボランティア活動への参加促進、組織化に取り組みます。

このほか、シニア世代の介護予防、生きがいつくりを目的としたシニアサポーター事業の更なる推進を図ります。

① 広報、啓発活動

ア しずおかボラセン情報、しみずボラセン情報の発行

イ ボランティア・市民活動に関する資料及び図書の整備と情報提供

② ボランティア育成支援

ア 日常生活支援ボランティア講座の開催、組織化支援

イ 課題別ボランティア講座（アイボランティア講座、精神保健福祉講座、子育て支援ボランティア講座）の開催

ウ シニア世代のボランティア活動への参加促進（シニアサポーター事業の推進）

③ ボランティアグループ及び団体との交流、協働支援

ア 市民交流まつりの開催

イ 静岡市ボランティア団体連絡協議会等への相談助言、協働事業の実施

ウ 障がい者等の社会参加、交流機会の促進

- エ 企業、NPO 法人等との交流、協働活動の推進
- オ ボランティア活動保険の加入促進
- カ 各種活動資機材の貸し出し

④ 相談、コーディネート

- ア ボランティア「はとなバンク」事業の実施
- イ ボランティア・市民活動に関する相談、コーディネート
- ウ ボランティア活動に関する調査の実施
- エ 施設、団体等ボランティア受入れ担当者研修会及び相談会の開催

⑤ ボランティア・市民活動センターの機能強化

- ア 休日夜間のボランティアセンターの開設
- イ ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

(7) 地域包括支援センター事業

介護保険法に基づく高齢者の総合相談支援窓口として、地域包括支援センターの運営を受託し、要介護状態になっても地域において自立した日常生活を営むことが出来るように、介護予防のケアマネジメントや権利を守る取り組み、地域の資源やサービスを活用した包括的及び継続的な支援等を通じて地域包括ケアシステムの実現を目指します。

平成 29 年度から静岡市では新しい介護予防・日常生活支援総合事業が始まります。これまで以上に、高齢者の多様な生活ニーズに対応したサービスや活動につなげられるよう、地域住民やボランティア活動等の資源を活かしながら、保健・福祉・医療の専門職と支援のネットワークを強化して包括ケアが可能な地域づくりを進めます。

また、平成 29 年度から静岡市清水区松原地域包括支援センターを新たに受託し、圏域内の不二見、駒越、折戸、三保の各地区における地域づくりを積極的に進めていきます。

- ① 静岡市葵区城東地域包括支援センター
- ② 静岡市葵区城東地域包括支援センター井川相談窓口
- ③ 静岡市駿河区大里中島地域包括支援センター
- ④ 静岡市清水区港北地域包括支援センター
- ⑤ 静岡市清水区松原地域包括支援センター
- ⑥ 静岡市清水区蒲原由比地域包括支援センター

(8) 生活支援コーディネーター設置事業の実施（拡大、重点）

介護保険制度改正により、支援の必要な高齢者の日常生活を地域で支え合う仕組みをつくることを目的とする「生活支援コーディネーター」の設置事業については、静岡市から委託を受け、平成 28 年度までに各行政区域と 8 つの地域包括支援センターの圏域に配置しました。

平成 29 年度は、さらに 8 つの圏域に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民やボランティアとともに、協議体の運営や地域づくり会議（地区福祉懇談会）を通して、住民のニーズや社会資源の把握、具体的な支え合い活動の創出に取り組みます。

また、新たな生活支援活動を担う住民ボランティアを養成するため、生活支援ボランティア養成講座を実施するとともに、関係機関、ボランティアによる生活支援を推進するためのネットワークの構築を進めます。

- ① 地域のニーズと社会資源の状況の把握
- ② 地縁組織等多様な主体に対する生活支援活動への協力依頼等の働きかけ
- ③ 関係者間のネットワーク化
- ④ 不足しているサービスの創出
- ⑤ 支え合い活動の担い手の育成（生活支援ボランティアの養成）
- ⑥ 支え合いネットワーク会議（区域協議体）の運営
- ⑦ 圏域ネットワーク会議（圏域協議体）の運営
- ⑧ 地域づくり会議（地区福祉懇談会）の実施

(9) 総合相談支援事業の実施（拡大、重点）

複雑化する社会問題を本会全体として総合的に受けとめ、その方の立場に立った包括的な支援を行うため、総合相談支援事業を実施します。

幅広く住民の福祉課題や生活課題を受けとめるために、関係機関の協力を得て、ふれあい福祉相談の窓口を開設します。

また、本会では、平成 27 年 4 月から 3 区に静岡市暮らし・しごと相談センターの窓口を開設し、複雑多様化する福祉課題を受け止め、課題を整理しながら様々な専門分野の関係機関と連携、協働して寄り添った支援を行ってきました。

平成 29 年度は無料職業紹介事業の拡充や緊急支援制度の創設に取り組み、これまで以上に支援の幅を広げ、相談者に寄り添っていきます。

また、相談者が地域で孤立することのないよう、地域における支援のネットワークの構築に取り組み、地域とともに支援ができる地域づくりを行います。

- ① 静岡市暮らし・しごと相談支援センターの開設（相談支援窓口）
- ② ふれあい福祉相談窓口の開設

- ③ 無料職業紹介事業の実施（雇用関係助成金取扱い事務含む）
- ④ 必要なサービス、制度へのつなぎと同行支援
- ⑤ 医師会との連携
- ⑥ 医療福祉なんでも相談会の実施
- ⑦ 生活困窮者等特別支援事業の実施、支援ネットワークづくり
- ⑧ 支援調整会議、ケース検討会議の開催
- ⑨ 社協内相談支援ネットワークづくり（合同支援会議の開催）
- ⑩ 関係者向けセミナーの開催
- ⑪ 相談支援員、相談員等の研修会の開催
- ⑫ 必要な住民参加型サービスの開発

(10) 当事者及び団体活動の支援

一人暮らしの高齢者や障がい児者、ひきこもり者や生活困窮者等支援が必要な方々とその家族等が抱える様々な課題を把握し、課題解消のため当事者同士をつなげていく組織化支援活動を行うほか、支援の輪を広げ住み慣れた地域の中に受け皿がつけられるような働きかけを行います。

従来から実施している介護者の会やおもちゃ図書館等、当事者組織の支援活動のほか、当事者懇談会や各相談窓口にて新たな課題を把握します。

また、ひきこもり等社会的に孤立しがちな方や、隣近所や地域とのつながりが疎遠となりしがちな方々に対して、専門機関や民生委員・児童委員、地区社協のボランティア等と連携し、地域とのつながりを図る居場所づくり等の活動を進めます。

さらに、高齢者、障がい者等の支援機関と連携し情報共有する等、当事者や当事者団体を支えるネットワークの充実を図ります。

① 子育て活動への支援

- ア 子育てサロン・子育てトークの会（地区社協実施事業）の広報周知
- イ 子育て親子等の当事者グループ組織化支援（児童館、子育て支援センター等）

② 障がい児者等活動への支援

- ア おもちゃ図書館の運営
- イ 精神障がい者等の居場所づくりの支援
- ウ 精神障がい者を支援するボランティア養成講座の開催
- エ 身体障がい児者住宅改造費補助事業の利用支援
- オ 車椅子等福祉体験用具の貸し出し

- ③ 高齢者等活動への支援
 - ア 介護者の会の育成及び活動支援
 - イ 介護者交流会等の開催
 - ウ 介護者を支えるボランティアの養成
 - エ 高齢者住宅改造費補助事業の利用支援
 - オ 車椅子用リフト付スロープ付車両貸出事業の実施
 - カ 移送サービス事業の実施

- ④ 低所得者等への支援
 - ア 歳末たすけあい配分金事業の実施
 - イ 生活福祉資金等貸付の利用支援

- ⑤ 関係機関との連携会議の開催
 - ア 高齢者、障がい者関係相談機関との連携会議の開催

(11) 災害時における支援体制の整備と本会の体制整備

災害時でも地域住民同士が助け合うことができる地域をつくるため、地域福祉コーディネーターを中心に災害時要援護者を支える当事者団体やボランティア団体、地区社協や自治会等と連携し、日常的な地域の関係づくりに取り組みます。

また、災害発生後の被災者支援の拠点となる災害ボランティア本部の基盤強化として、災害ボランティアコーディネーターの育成や災害ボランティア本部立ち上げ訓練に取り組み、人材育成や体制整備に努めるとともに、ボランティア団体や企業をはじめとする関係団体との連携、協働を進め、更なる運営体制の強化を目指します。

- ① 災害時におけるボランティア活動への支援体制の整備
 - ア 災害ボランティア本部検討会議の実施
 - イ 災害ボランティア本部運営合同訓練研修会の実施
 - ウ 企業及び団体等を対象とした啓発事業の実施
 - エ 関係機関との連携強化
 - オ 災害ボランティア本部運営マニュアルの改訂

- ② 災害時の社協の組織体制の整備
 - ア 災害対策本部開設訓練研修の実施
 - イ 災害用備蓄品の整備
 - ウ 災害対応マニュアルの改訂

③ 地域と連携した災害時要援護者の支援体制づくり

- ア 地域福祉コーディネーターの充実
- イ 災害時要援護者の支援に関する事業への協力

④ 災害ボランティアに関する育成と啓発

- ア 災害ボランティアに関する啓発事業の実施
- イ 災害ボランティアコーディネーターの育成

(12) 区地域福祉推進委員会の開催

区内の各種団体と連携し、幅広く地域の福祉課題を共有し解決に向けて協議を行うとともに、区地域福祉活動計画の進捗管理を行うことにより、区地域福祉推進センターの円滑な運営を図ることを目的に地域福祉推進委員会を開催します。

(13) 民生委員・児童委員研修事業の実施

民生委員・児童委員が、職務に必要な知識及び技術の習得並びに地域福祉の推進の担い手としての理解促進を図ることを目的に、静岡市から委託を受け、民生委員・児童委員を対象とした各種研修を実施します。

3 権利擁護事業の推進

認知症高齢者の増加や障がい者の地域生活移行等が進む一方で、受け入れ先として期待される家族側の機能の弱まり等から社会的な孤立も進み、権利侵害の危険性も増大しています。

地域で安心して生活できるように事業に取り組むとともに、多様化、複雑化する課題に対応する職員の資質向上に努めます。

また、個人情報取り扱い等、コンプライアンスの徹底を図るとともに、危機管理体制を強化します。

さらに、問題解決や予防のために行政をはじめとする幅広い関係機関と連携・協働し、地域における総合的な権利擁護体制の構築に取り組みます。

(1) 日常生活自立支援事業の実施体制の充実

日常生活を営むうえで、支障がある認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を通じ、地域でその人らしい生活を送ることができるようサービスを提供します。

また、事業を適正に実施するために業務支援システム最適化のための検討を進めます。

- ① 福祉サービス利用援助サービスの提供
- ② 日常的な金銭管理サービスの提供
- ③ 書類等預かりサービスの提供
- ④ 契約締結審査会の開催
- ⑤ 関係機関連絡会議の開催
- ⑥ 生活支援員現任研修会の開催
- ⑦ 業務支援システムの最適化の検討

(2) 法人後見事業の充実

家庭裁判所の審判に基づき、本会が法人として成年後見人等を受任し、財産管理や身上監護等、本人の権利擁護を図ります。

また、法人後見事業審査検討会（平成 28 年度設置）を開催し、事業の課題解決及び適正な運営の確保を図り、円滑な事業実施を進めるとともに、本会としての受任ガイドライン策定の検討を進めます。

- ① 適正な後見活動の実施
- ② 法人後見事業審査検討会の開催

(3) 総合的な権利擁護体制の構築に向けた調査及び研究

成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行や、成年後見制度利用促進委員会における検討を受け、成年後見制度の利用を必要とする人が制度を利用できるような地域体制の構築が求められています。

担い手となる市民後見人の養成等について、行政をはじめとする関係機関と連携し、養成事業実施に向けて取り組むとともに、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築について、先駆的に取り組む他都市社協の運営方法や国の動向等を調査及び研究を行います。

4 社会福祉施設の管理運営等による地域福祉活動の推進

静岡市より指定管理者として受託した施設の運営理念及び基本方針に、本会の活動や地域との連動を盛り込むことで、本会が運営することの意義を明確にしていきます。これらの事業は対人サービスであることから、住民のニーズに応え、リピーターが増えるような運営を心掛けています。

なお、受託管理する施設は建築年数が経過し、老朽化が進んでいることから、静岡市に対して継続的に修繕を要望し、安心・安全な施設運営に努めていきます。

これらの受託事業を継続実施していくとともに、社会福祉施設等の機能を活用し、第3次地域福祉活動計画を多角的に推進します。

(1) 地域福祉活動拠点施設等の運営

地域の総合的な福祉活動拠点として、企画及び立案、情報提供や広報啓発のほか、福祉団体やボランティア等の育成、ネットワークづくり等、住民主体による福祉活動を支援し、推進します。

- ① 静岡市中央福祉センターの管理及び運営
- ② 静岡市清水社会福祉会館の管理及び運営
- ③ 静岡市地域福祉交流プラザの管理及び運営

(2) 児童福祉施設等の運営

子どもの育成や子育て家庭への支援を通じて、子どもに関する地域課題を把握するとともに、地区社協等、地域の諸団体と協働して課題解決に取り組みます。

また、健全育成や子育て支援を行う団体等の活動支援を通じて、地域福祉活動への住民参加を啓発、推進します。

① 静岡市児童館の管理及び運営

児童を取り巻く環境が大きく変わる中、児童厚生施設としての役割はさらに重要性を増しています。遊びを通じた健全育成だけでなく、子どもを中心とした家庭環境や地域環境への配慮や支援が必要になっており、個別支援も大きな役割となっています。

各館に運営委員会を設置し、児童館や児童クラブで把握した福祉課題等について、学校や社会福祉施設等の専門機関と情報を共有するほか、課題解決や事業実施における連携を図ります。

また、地域の中で子どもが成長できるよう、地域の諸団体と連携して事業に取り組みます。

- ア 静岡市豊田児童館
- イ 静岡市西奈児童館
- ウ 静岡市安東児童館
- エ 静岡市美和児童館
- オ 静岡市麻機児童館
- カ 静岡市長田児童館
- キ 静岡市中島児童館
- ク 静岡市服織児童館
- ケ 静岡市蒲原白銀児童館
- コ 静岡市由比児童館
- サ 静岡市草薙児童館

② 静岡市中央子育て支援センターの管理及び運営

静岡市子育て支援センター連絡会（年7回開催）の主催事務局を主体的に担うことで、地域子育て支援センターとの連携をより深め、市内の子育て支援の質の向上と職員全体のスキルアップを図ります。

また、静岡市とともに静岡市子育て支援団体連絡会を通して、官民を問わない穏やかな連携による子育て支援活動を実施します。

利用者支援事業では、子ども未来サポーターを配置し、就園前の乳幼児親子に対し、よりきめ細やかなサポートを行います。

一時保育、交流サロンとも相談機能をより充実し、利用者の満足度向上と利用者の増加を図ります。

ア 静岡市静岡中央子育て支援センター

- (ア) 一時保育室
- (イ) 子育て交流サロン

イ 静岡市清水中央子育て支援センター

- (ア) 一時保育室、定期保育室
- (イ) 子育て交流サロン

③ 静岡市由比子育て支援センター運営事業の実施

④ 静岡市長田子育て支援センター運営事業の実施

⑤ 静岡市ファミリー・サポート・センター運営事業の実施

子育て支援講座を年 4 回開催し、子育て支援事業への協力者の育成を行います。

さらに、住民に向けた子育て支援事業を周知するとともに、事業への興味や関心を高め、理解者及び協力者のすそ野を広げます。

⑥ 放課後児童健全育成事業（静岡市放課後児童クラブ）の実施

平成 29 年度より、安倍口児童クラブ、大里西児童クラブ、由比第二児童クラブを開設しました。

統一した児童クラブ運営を行っていくため、放課後児童クラブ保育マニュアルの徹底を図り、安心・安全な児童クラブ運営を行います。

また、各児童クラブを支援するため、児童クラブアドバイザーを 5 人配置し、支援員へのサポート、子どもやその保護者への支援対応等の助言、児童クラブ運営の助言指導を行います。

各児童クラブでは、児童やその保護者との関わりを大切にし、基本的な生活習慣の習得や遊びを通じて自立できる子どもの育成を目指します。

このため、支援員に定期的な研修を行い資質向上に努め、安心・安全で楽しい児童クラブの運営に努めていきます。

子ども教室や児童館事業等、放課後から家庭に帰るまでの児童の支援事業が一体的になされるよう、静岡市に提言します。

所 管	クラブ名
静岡市豊田児童館	東豊田児童クラブ、西豊田児童クラブ、大谷児童クラブ、宮竹児童クラブ、東源台第一児童クラブ、東源台第二児童クラブ、豊田児童クラブ
静岡市西奈児童館	千代田東児童クラブ、瀬名児童クラブ、西奈児童クラブ、西奈南児童クラブ、川合児童クラブ
静岡市安東児童館	安東児童クラブ、中央児童クラブ、横内児童クラブ、伝馬町児童クラブ、安西児童クラブ、葵児童クラブ、上足洗児童クラブ
静岡市美和児童館	美和児童クラブ、井宮第一児童クラブ、井宮第二児童クラブ、井宮北児童クラブ、賤機南児童クラブ、足久保児童クラブ、安倍口児童クラブ
静岡市麻機児童館	千代田児童クラブ、麻機児童クラブ、城北児童クラブ、竜南児童クラブ、沓谷児童クラブ

所 管	クラブ名
静岡市長田児童館	長田児童クラブ、長田北児童クラブ、川原児童クラブ、 長田南児童クラブ、長田東児童クラブ、長田西児童クラブ
静岡市中島児童館	新川児童クラブ、中田児童クラブ、森下児童クラブ、 中島第一児童クラブ、中島第二児童クラブ、 富士見児童クラブ、南部児童クラブ、大里東児童クラブ 大里西児童クラブ
静岡市服織児童館	番町児童クラブ、服織児童クラブ、羽鳥的場児童クラブ、 田町児童クラブ、新通児童クラブ、服織西児童クラブ、 南藁科児童クラブ、駒形児童クラブ
静岡市蒲原白銀児童館	蒲原東児童クラブ
静岡市由比児童館	由比第一児童クラブ、由比第二児童クラブ

(3) 老人福祉施設の運営

教養、娯楽講座等を開催し、高齢者の趣味等楽しみや仲間づくりの支援を通して、健康の維持増進を図ります。

- ① 静岡市清水中央老人福祉センターの管理及び運営
- ② 静岡市井川高齢者生活福祉センターの管理及び運営
(生活支援型居室、通所介護、短期入所、居宅介護支援のサービス提供)

5 介護保険事業等の拡充

我が国では、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでいます。そのような状況の中、国は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療や介護等のサービスを包括的に提供できる体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指しています。

これらを踏まえ、静岡市においても平成 29 年度より総合事業が実施されます。

本会としても、今まで培ってきた地域関係諸団体とのつながり等を活かし、在宅福祉サービスを提供することこそが、介護事業を展開する意義であると考え、平成 29 年度から訪問介護及び通所介護ともに順次、総合事業対応サービスの提供を開始します。

（1）事業の安定経営並びに人材養成、処遇改善（重点）

本会在宅福祉サービス事業全般においては、数年にわたり実施してきた収支の月次管理等様々な取り組みにより、着実に安定経営の道を歩み始めていると感じています。

平成 29 年度は、静岡市における総合事業開始元年であり、NPO 法人や民間事業者等様々な団体の事業参入がより一層進むと思われれます。

その一方で、平成 30 年 4 月の制度改正においては、制度自体の存続を視野に入れた報酬の更なる減額も検討されています。加えて、人材不足も深刻な状況にあり、経営に大きな影響を与える要因が今後続いてくることが予想されます。

そのため、事業の安定経営を目標とした取り組みを継続しつつ、人材の養成から人材確保、さらには職員の定着を図る為の処遇改善に関する検討も併行して行います。

- ① サービス種別、事業所別、拠点別の月次予算に基づく経営分析と目標管理
- ② 人材養成、人材確保並びに職員定着を目的とした方策の検討及び実施
- ③ 提供サービスの質の向上や経営に資することのできる人材養成

（2）居宅介護支援事業の実施

介護が必要な利用者の希望に応じ、適切な居宅介護サービスが提供されるよう、介護サービス事業者についての情報収集、介護計画の作成やサービス事業者との連絡調整を行う等、在宅介護を支援するとともに、利用者が必要とする新たなサービス創出について関係各所への提言を行います。

また、平成 29 年度より、総合事業対象者のサービス利用支援を開始するとともに、すべての事業所で特定事業所加算が得られるよう取り組みます。

- ① ケアマネジメントセンターしずおか
- ② ケアマネジメントセンターエン・フレンテ
- ③ ケアマネジメントセンターはーとびあ清水
- ④ ケアマネジメントセンターかんばら
- ⑤ ケアマネジメントセンターゆい

(3) 訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、障害福祉サービス、難病患者等ホームヘルプサービス、移動支援事業、重度心身障害者タクシー利用料金助成事業の実施

介護を必要とされる方の自宅にホームヘルパーが訪問し、介護保険法や障害者総合支援法等の各種制度に則り、身体介護や家事援助等の支援を行います。

また、今年度より、生活支援サービスを必要とされる地域の高齢者に対し、総合事業で規定された各種サービスの提供を開始します。

- ① ホームヘルパーステーションしずおか
- ② ホームヘルパーステーションはーとびあ清水
- ③ ホームヘルパーステーションかんばら
- ④ ホームヘルパーステーションゆい

(4) 訪問入浴介護事業、介護予防訪問入浴介護事業の実施

医療制度改革に伴い、在宅療養患者の増加が顕著になっています。自宅での入浴が困難な方のお宅を訪問し、安心・安全に入浴をしていただくサービスを提供することで、一日でも長く自宅での療養生活を続けられるよう、ご利用者並びにご家族の心身両面における支援を行います。

また、近年、民間訪問入浴事業所の撤退が相次いでいる中、住民ニーズがありながらサービスが提供できない空白地域をなくすことも本会の使命であると考え、営業活動の強化等により、事業を必要とする方々への支援やサービス提供に取り組みます。

- ① 訪問入浴サービスはーとびあ清水
- ② 訪問入浴サービスゆい

(5) 訪問看護事業、介護予防訪問看護事業の実施

病気や障がいをもった方が住み慣れた自宅で、生活の質を確保しながら安心して療養生活を送ることができるよう、看護師等が医療・介護・福祉との連携を図りながら訪問看護サービスを提供します。

また、これまで本会ではリハビリテーションを担う専門職を定期的に採用し、在宅生活における様々なニーズに対応したサービスを提供してきましたが、平成 30 年に予定されている医療と介護の同時改正を視野に入れながら事業の充実を図っていきます。

① 訪問看護ステーションしずおか

(6) 通所介護事業、介護予防通所介護事業の実施

通所介護事業は、制度改正の都度、報酬単価やサービス提供体制の見直しが行われるため、経営の改革が求められます。

このため、サービス提供量の維持及び向上を図るため、常に利用者ニーズや地域状況を的確に把握しながら、サービス提供に努めなければ経営が成り立たない状況に陥ってしまいます。

そこで、平成 28 年度より一部の事業所で「認知症カフェ」を開設し、住民が気軽に立ち寄れる場を設けました。住民が気軽に立ち寄り、様子を見たりおしゃべりをしたり、相談できる場所として地域の方にも理解されてきました。

今後も地域に根差した介護事業所として、全事業所におけるサービスの質の向上、人材育成、適正な人員配置を行いながら運営の改善に努め、制度や地域の状況変化に応じたサービス提供に努めます。

- ① デイサービスセンターエン・フレンテ
- ② デイサービスセンターはーとぴあ清水
- ③ デイサービスセンターすこやか

6 他団体への事務の協力

地域福祉推進において重要な役割を果たす団体が自らの力で組織運営を担えるよう、協定を取り交わし事務局を受託し、適正な運営に努めます。

- (1) 静岡市民生委員・児童委員協議会
- (2) 葵区民生委員・児童委員協議会
- (3) 駿河区民生委員・児童委員協議会
- (4) 清水区民生委員・児童委員協議会
- (5) 財団法人静霊奉賛会静岡市支部清水地域支部

7 静岡県共同募金会への協力

静岡県共同募金会の要綱に基づき、静岡市共同募金委員会及び各区に共同募金委員会を設置し、関係諸団体の参画による共同募金運動の展開を図ります。

また、地域住民からお預かりする募金の出納事務を適正に行います。